

「小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 0891600074)

当事業所は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 秘密保持
7. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）
8. 運営推進会議の設置
9. 協力医療機関、バックアップ施設
10. 非常火災時の対応
11. サービス利用にあたっての留意事項

*

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方は、ご相談ください。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 木犀会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県笠間市鯉淵 6266-185 |
| (3) 電話番号 | 0296-73-6620 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 木村 秀樹 |
| (5) 設立年月 | 平成 8年 2月 21日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護
令和5年 6月 12日
(事業所番号 0891600074)
- (2) 事業所の目的 ご利用者が住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を提供する。
- (3) 事業所の名称 花の郷
- (4) 事業所の所在地 茨城県笠間市寺崎161-1
- (5) 電話番号 0296-73-5506
- (6) 管理者 武藤 直之
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いのサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成 23年7月 1日
- (9) 登録定員 29人
[通いサービス定員 18人、宿泊サービス定員 8人]
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	8	全室個室
居間・食堂	1	
浴室	2	一般浴室・機械浴室
台所	1	
消防設備		自動火災報知機・非常通報装置・誘導灯 非常用照明・消火器・スプリンクラー

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 笠間市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	月～日曜 6時～21時（基本時間） （12月29日～1月3日は応相談）
訪問サービス	月～日曜 24時間対応 ※9時～16時（基本時間）
宿泊サービス	月～日曜 17時～翌朝6時（基本時間）

4. 職員の配置状況

(1) 当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(2) 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤 (専従)	常勤(非常勤) (兼務)	指定基準	職務の内容
管理者		1名	1名	業務内容調整
介護支援専門員		1名(1名)	1名	サービス調整 相談業務
介護従業者	7名以上		7名以上	日常生活の介護・ 相談業務
うち、看護職員	1名		1名	健康チェック等 医務業務

(3) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 8:30～17:30
2. 介護支援専門員	勤務時間 8:30～17:30
3. 介護従業者	主な勤務時間 ①7:30～16:30 ②8:30～17:30 ③9:30～18:30 夜間の勤務時間 16:30～9:30
4. 看護職員	勤務時間 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

・当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ・当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となる費用 [契約書第8条参照]

以下のサービスについては、利用料金の9割及び8割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとします。以下を具体的にそれぞれどのような頻度・内容を組み合わせて行うかについては、利用者と協議のうえ小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

[契約書第6条参照]

<サービス概要>

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

< 食事 >

- ・食事提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

< 入浴 >

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

< 排泄 >

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

< 機能訓練 >

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、心身機能の低下を防止するよう努めます。

< 健康チェック >

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

< 送迎サービス >

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のため必要な備品等 [水道、ガス、電気を含む] は無償で

使用させていただきます。

- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ア・医療行為
 - イ・利用者もしくはその家族からの金銭または高価な品物の授受
 - ウ・飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - エ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - オ・その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

③ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<利用料金 [契約書第8条参照] >

① 通い、訪問・宿泊 [介護費用分] すべてを含んだ一月単位数

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	3,450 単位	6,972 単位	10,458 単 位	15,370 単位	22,359 単 位	24,677 単 位	27,209 単 位

- ① 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ② 月の途中から登録した場合または、月の途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・・・・・・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、
訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ③ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用金額の全額を、いったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます。[償還払い]
償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「領収書」を交付します。

<加算単位>

初期加算	1日 30単位	利用開始から30日間	全利用者対象
認知症加算Ⅲ	1ヶ月 760単位	認知症自立度Ⅲランク以上	対象者のみ
認知症加算Ⅳ	1ヶ月 460単位	要介護2で認知症Ⅱランク	対象者のみ
若年性認知症利用者受入加算	1ヵ月 800単位	40歳～65歳未満の方で認知症と診断された方	対象者のみ
サービス提供加算Ⅲ	1ヶ月 350単位	介護従業者のうち勤続7年以上の職員が30%以上	全利用者対象
処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の146/1000		全利用者対象
看護師加算Ⅲ	1ヶ月 480単位	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	要支援の方を除く
総合マネジメント加算Ⅱ	1ヶ月 800単位	個別サービス計画について利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	対象者のみ
訪問体制強化加算	1ヶ月 1000単位	訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を2名以上配置していること 訪問回数が月200回以上であること	要支援の方を除く

☆なお、介護報酬改定により加算内容に変更が生じた場合は、説明交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならない費用 [契約書第8条参照]

・以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊に要する費用です。

料金 <1泊 : 2,100円(光熱費を含む)>

② 食事提供に要する費用

利用者に提供する食事提供に要する費用です。

<朝食 : 300円>

<昼食 : 500円>

<夕食 : 400円>

<おやつ : 100円>

③ おむつ代

実費をいただきます。

④活動レクリエーション・クラブ

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき・・・・・・10円

⑥通常の実施地域以外の送迎費及び交通費

燃料代等の実費をいただきます。

⑦その他、

日常生活上必要となる諸費用において、個人負担が妥当と思われるものについて実費をご負担いただきます。

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について、変更を行う1カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法 [契約書第8条参照]

① ご利用費用は1カ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求させていただきます。通常20日の引き落としとさせていただきますので、各指定銀行の個人通帳の残高確認をお願いいたします。〔金融機関により27日引き落としとなる場合もあります。〕

② 引き落としについては、契約1ヵ月後より実施いたします。
その間は、現金及び振込みにてお支払いをお願いいたします。

(4) 利用の中止、変更、追加 [契約書第5条参照]

① 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望などを勘案し、適時適切に通い、訪問、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

- ② 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。

この場合は原則としてサービスの実施前日までに事業者にお申し出ください。

- ③ 5-（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用〔定額〕のため、利用回数を変更された場合も1か月の利用料金は変更されません。ただし、5-（2）の介護保険対象外のサービスについては、利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日まで申し出がなかった場合	当日の利用料金(自己負担相当額)

- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時に提供できない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

- ① 小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

- ③ 事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果は書面に記載して、ご利用者又はご家族に説明の上交付します。

6. 秘密保持

- (1) 事業所は、小規模多機能型居宅サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由もなく第三者に漏らしません。

この守秘義務は利用が終了した後も継続します。

- (2) 利用者及びその家族に関する情報は、各サービス業者へのサービス依頼や、サービス担当者会議での利用等などの正当な理由がある場合、利用者等に

事前の同意を文書(本書)により得た上で、用いらさせていただくことになります。

7. 苦情の受付について [契約書第18条参照]

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情の受付やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ア・苦情受付窓口 (担当者) 細谷 ひろみ

イ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

笠間市役所 高齢福祉課	所在地 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-241-1133 受付時間 9:00～17:00

(3) 第三者委員

苦情の受付・苦情申請者への助言などを行います。また苦情申請者は話し合いの場に、第三者委員の立会いを求めることができます。

・宮田 芳夫

水戸市元吉田町796-16

電話 029-240-0296

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

(1) 構成 : 利用者・利用者の家族・地域住民の代表者・行政担当者又は地域包括支援センター職員

小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

(2) 開催 : 隔月で開催

(3) 会議録: 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

(4) 事業所は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るものとします。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変時に備えて以下の医療機関を協力医療機関として、連携体制を整備しています。

◎立川記念病院	所在地	笠間市八雲 2-12-14
	TEL	0296-77-7211
◎特別養護老人ホーム	はぎの郷	
	所在地	水戸市酒門町2946-3
	TEL	029-291-7780
◎つなかわ歯科医院	所在地	笠間市笠間1958
	TEL	0296-72-7127

10. 非常火災時の対応

(1) 非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

消防への届出日：令和4年3月16日

防火管理者：長谷川 正和

(2) 消防用設備

- ・自動火災報知機
- ・非常通報装置
- ・ガス漏れ探知機
- ・誘導灯
- ・消火器
- ・スプリンクラー

11. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金は、自己の責任で管理してください。

○宿泊利用時の所持金は、一時預かりをすることもできます。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 花の郷

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項の
説明のため作成したものです。